

シップソンパンナー王国の水利組織について

——ツァオロンパーサーツの機能に関して——

馬 場 雄 司*

The Irrigation System of the Sipsong Panna: The Function of Tsaolong Phasat

Yuji BABA*

The irrigation systems in the principalities of the Southwestern Tai speakers were controlled by the state, giving rise to what Ishii has called “quasi-hydraulic societies.”

This paper focuses on the irrigation system of the Sipsong Panna, the Tai-Lue kingdom. The Sipsong Panna consisted of many principalities (moeng), each consisting of many villages (ban). According to the accepted theory, the irrigation systems in the Sipsong Panna had the following characteristics. (1) Big canals in each moeng, which were in charge of irrigation officers (Pan Moeng) chosen from among villagers. (2) Titled Pan Moengs supervised commoner Pan Moengs, and were controlled by Tsaolong Phasat (the interior minister of Tsaophendin, the king).

Such systems were in fact seen only in Chiang Hung, the capital area. The big canals

were intended principally for irrigating the fields of Tsaophendin and his officers. These fields were cultivated by people with the status of Lek Noi, who were in the service of Tsaophendin, and most of the titled Pan Moengs were chosen from among Lek Noi. Tsaolong Phasat, who worked for the Court of Tsaophendin, supervised Lek Noi and controlled the royal finances. Therefore, he was concerned with the irrigation systems. However, he did not have supreme responsibility for irrigation, which was actually controlled by the royal council (Sanam). In other moengs, most fields belonged to independent farmers, which is why irrigation systems such as those in Chiang Hung were not necessary.

In conclusion, we can say that the power of Tsaophendin in its economic aspect was limited.

は じ め に

中国雲南省から東南アジア内陸部にかけて

の地域には、主として南西タイ諸語を話すタイ系諸族が居住している。彼らは、幾多の村落（バーン）を含む山間盆地を基盤とする政治的統合体（ムアンなどと呼ばれる）を形成した。ムアンでは、水稻耕作が営まれ、しばしば、ムアン連合が形成されたことが知られる。これらタイ系諸族の小国家群はまた、石井米雄によって、「準水力社会」と規定された。ここでは、自然小河川を利用した灌漑が

* Department of Sociology and Anthropology, Faculty of Social Science, Chiang Mai University, Amphoe Muang, Chiang Mai 50002, Thailand

みられ、用水支配への国家権力のある程度の関与が窺われることが、特徴とされる [石井 1975: 18-22]。¹⁾

この石井の仮説に導かれた研究としては、田辺繁治のランナータイ王国（北部タイ）に関する研究 [田辺 1978] と加治明のシップソーンパンナー王国（現在の中国雲南省西双版纳傣族自治州）に関する研究 [加治 1988b] がある。前者はユアン族に、後者はタイ・ルー族によって建てられた、ムアン連合国家である。

田辺は、14世紀から16世紀のランナータイ王国において、次のような特徴を指摘する。即ち、国家権力による用水供給源確保と村落共同体の末端水利という二局面があり、国家の用水規制は在地の管理者を通じた村落共同体の伝統的水利秩序に依拠した。従って、国家権力の支配が村落共同体の内部まで貫徹されず、国家が衰微すると在地管理者を把握できずに、国家の用水規制に破綻をきたす。このことが、16世紀以降、チェンマイを中心とする国家的統合を失う背景となった可能性があると述べている。²⁾

これに対し、加治は、主として中国における研究を紹介しつつ、シップソーンパンナー

王国では、全領域の水利組織がツァオペンディン [tsau phen din, 召片領]³⁾ と呼ばれる王を中心とする統治機構に、しっかりと組み込まれていたことが特色であると述べる。シップソーンパンナー王国では、ツァオペンディンが、元朝以来、中国王朝より宣慰使という官職を与えられ、中国の間接統治下にあった。そしてこの体制は、基本的には、1950年代の社会主義体制移行の為の土地改革時まで存続し、その領域は、遅くとも16世紀以降は、大きな変化を見せず、国家的統合はほぼ保たれていた。

以上を総合して考えると、シップソーンパンナー王国が、ランナータイ王国よりも、長期にわたって国家的統合を保ったことは、国家権力による強力な水利把握と関連があるかのようである。ただ、シップソーンパンナー王国の国家権力と水利の具体的な関わり方については、なお、不明の部分が多く、特に、水利組織を管轄したとされる、ツァオペンディンの内務官僚ツァオロンパーサーッ [tsau lon pha:sa:t, 召龍帕薩] の具体的な機能については不明の部分が多い。この点は加治も指摘している所であり、国家権力と水利の具体的な関わり方について考える上で、是非とも検証する必要がある。⁴⁾

- 1) 石井はウィットフォークのいう「水力社会」にちなんで、この「準水力社会」の構想をたてた。タイ系諸族の山間盆地はモンスーン地域であり、乾燥地域ほど、灌漑の停止と生産の停止が直結するわけではないが、なお、用水支配の国家権力への関与がタイ国の歴史区分に、有効な指標を与えるという。氾濫原に建てられたアユタヤ朝に先立つ国家は、これら山間盆地に成立していることから、石井は、この地域を「古代的核心域」と呼んでいる。
- 2) 田辺は、14-16世紀のランナータイ王国の状況を表すと思われる『マンラーイ法典』の用水規制をもとに述べている。この用水規制がどの範囲に適用されたかは不明であり、実際、国家的統合にどれほどの影響力を持っていたかは定かではない。従って、ここでの16世紀以降の水利と国家的統合との関わりは、一つの可能性を示したにすぎない。いずれにせよ田辺は村落レベルに国家が介入できないことで、この地域の準水力社会としての限界性を強調している。

- 3) 本稿で用いるタイ・ルー語の術語は、カタカナで表記するが、初出の際に音標表記と中国資料に表れる際の漢語表記を併記する。この際、主として、雲南民族学院民族語言文学系編『西双版纳傣文漢文詞対照』と筆者自身の現地での聞き取りによるデータを参考にした。音標表記は、巫凌雲・張秋生著『西双版纳傣文概況』（雲南民族出版社、1981）に使用された方式による。
- 4) シップソーンパンナーとは、12のパンナーの意である。パンナーは幾つかのムアンをまとめた単位である。タイ・ルー族の年代記『泐史』（タイ・ルー文を李拂一が漢訳。雲南大学西南文化研究室刊。1946）に拠れば、19代ツァオペンディン（1569-1598）の記事に、12のパンナーの存在が記され、ほぼ、現在の領域を治めていたことが知られる。シップソーンパンナーの統治領域については、長谷川 [1982] を参照のこと。また、シップソーンパンナーの統治組織についての研究は、我が国では加治 [1968] 田辺 [1973] 長谷川 [1982] がある。

馬場：シップソーンパンナー干国の水利組織について

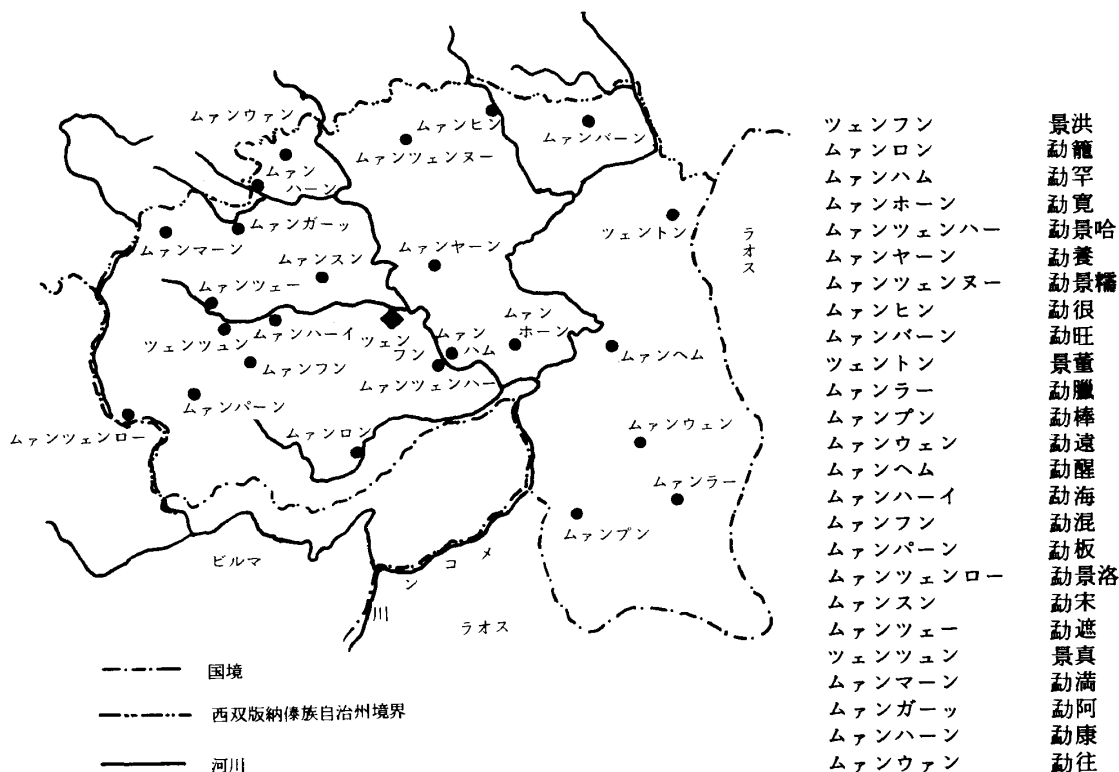


図1 シップゾーンパンナー略図（地名は本稿関係分）

一方、筆者は以前、このシップソーンパンナー王国を対象にして、ツァーンハブ[tʰsaːŋ xap, 賛哈]と呼ばれる伝承の担い手について考察し、ツァーンハブとツァオペンディン権力との関わりにも言及した[馬場 1984]。ここでは、ツァーンハブがツァオペンディンを讃える歌を唱い、前述のツァオロンパーサーッに管轄されたという点について触れた。このようにツァオロンパーサーッは、水利と共にツァーンハブをも管理しており、ツァオロンパーサーッを通じて、ツァオペンディン権力と経済との関わり、同時に文化との関わりを考えることができる。従って、内務官僚ツァオロンパーサーッの機能について考察することは、シップソーンパンナー王国の王権の性格を考える上で、重要なポイントとなるのである。ツァオロンパーサーッを通じた、ツァーンハブとツァオペンディン権力との関わりについての詳細は不明の部分も多

く、更に検討する必要があるが、これについては別の機会に譲ることとし、本稿では、ツァオロンパーサーッと水利との関わりを通じて、まず、経済的側面からツァオペンディン権力へのアプローチを試みることにしたい。

本稿では、以下のような手順で論述を進めたい。即ち、第一章では、シップソーンパンナー王国の水利に関する従来の研究を示して検討し、第二章では、ツァオロンパーサーツの機能そのものについて考察する。第三章では、まずツァオペンディンの直轄ムァン[mən, 勐]である、ツェンフン[tseŋ hun, 景洪]の水利について考察し、更に、その他のムァンにおける事例について考察する。⁵⁾

5) 本稿では、ムアンを一般概念とし、タイ・ルー族のムアンを、タイ・ルー語音に近いムアンと表記して区別しておく。なお、第一章で述べるように、用水路も「ムアン」と呼ぶが、前者は第4声で発音され、後者は第1声で発音される。

ツェンフンとその他のムェンとを分けたのは、以下の事情による。即ち、第二章以下での具体的実証においては、1950年代に行われた調査による資料を用いるが、水利組織に関するまとまった記述は圧倒的にツェンフンに偏っており、その他のムェンに関しては断片的な記述しか存在しないからである。（この調査資料は、近年、中国から、『傣族社会歴史調査』及び『西双版纳傣族社会総合調査』として刊行され続けている。以下、『社会歴史調査』『社会総合調査』と略記する。）

この調査は社会主義体制への移行の為に土地改革（1958）の際に行われたもので、『社会歴史調査』には次のような特徴が容易に見出せる。即ち、移行すべき社会主義社会の前段階として、当該社会が「前期封建制（封建領主制）」の「段階」にあったと位置付けており、こうした特定の立場から、個々のデータに意味付けがなされていること。調査項目や調査の密度が各ムェンで異なっているにもかかわらず、ツェンフンの事例が、あたかもシップソーンパンナー全域に普遍的であるかのような説明が、しばしばなされることである。こうした特定の理論的立場による説明やツェンフン中心の説明が、ともすると、資料利用者のシップソーンパンナーのイメージに大きな影響を与えがちである。⁶⁾ しかしながら、この資料は、シップソーンパンナーに関する最も多くのデータを提供するものである

6) 土地改革の為に調査の具体的進行については、『傣族社会歴史調査（西双版纳之一）』『前言』参照。（なお、以後、この調査資料を引用する際、例えば、上記資料であれば『社会歴史調査(1)』と記す。）『社会歴史調査(2)』には、馬曜による総括報告がある。これによって、シップソーンパンナー王国の統治組織や土地制度の概要について知ることはできる。しかしまた、特定の理論的立場や、ツェンフンの事例を普遍的なものとする説明が最も色濃くでているのも、この総括報告である。

ことも事実である。即ち、『社会歴史調査』は、個々のデータそのものの記述と報告者による意味付けや説明の部分とを切り離して考える必要がある。従って、本稿では、「水利」という特定のテーマでこの資料の個々のデータを集積し、報告者の説明というフィルターを通すことなく、データのまま整理分析する方法をとる。また、このような作業はそれ自体が、報告者の説明を捉えなおすという意味で、『社会歴史調査』の批判的検討につながると考えられる。『社会歴史調査』はまた、多くの調査項目を含んでおり、各項目毎に、実施時や調査者、調査状況が異なっている。従って、これ以上の立ち入った細かい資料批判は、各調査資料毎に為されるべきである。本稿でも、引用する個々の資料の性格については、そのつど、注及び本文で言及することとする。⁷⁾

また本稿では、『社会歴史調査』を主要資料として用いるが、あくまで、1950年代、土地改革直前の状況に関する記述を中心とし、『社会歴史調査』に掲載される、伝承や古文書の翻訳等、その他の資料は補助として用いることとする。更に、本稿では、筆者自身による聞き取り調査のデータが重視される。実施時、方法については、そのつど注において詳しく触れるが、これに関しても、1950年代、土地改革直前の状況を体験的に熟知する者から得られた情報である。『社会歴史調査』に掲載される、1950年代の調査報告は、実地調査の他、当時、王国の官僚等、重要な役職にあった者の口述によるものも多く、筆者の調査においても、同種の人物をインフォーマントにしている。この点に限っていえば、筆

7) 『社会歴史調査』の全面的批判の為には、「前期封建制」として位置付ける理論的立場そのものを検討する必要がある。このためには、本稿のような、個別のテーマを立てて、調査報告の内容の検討を積み重ねる必要があると思われる。

者の調査は『社会歴史調査』の為の調査と質的に大きく異なるものではないと思われる。⁸⁾

以上を念頭に、本稿では、1950年代のシップソーンパンナー王国を扱うことにしたい。

I 水利組織に関する従来の研究 についての検討

前述のように加治は、シップソーンパンナーの水利組織は、統治機構にしっかり組み込まれたことが特徴だとしている。氏のこの見解は、中国における研究、特に、刀永明等の調査報告と張公瑾の論に依拠して述べられたものである。以下、この二者の見解を中心に検討してみたい。

刀永明等の調査報告にみる、水利組織についての見解は以下のようである。即ち、「サナム [sana:m, 司廊] と各ムェンの官署には全て、水利を管理する官吏が設けられ、用水路の通ずる村落には、用水路ごとに全て水利専門の管理者パンムェン [pan mən, 板悶] が設けられる。サナムから各村落に至る水利管理者は自ら一つの系統を為し、行政区画の制約を受けない。各村落のパンムェンは、サナムにより、パヤー [phaya:, 叭], ツァー [tsa:, 鮓], セン [sen, 鯰] といった等級の異なる頭目に封ぜられる。ただ、彼らは、各級の行政機構の行政事務に参

加することはできなかった。サナムの水利官は、ツァオペンディンの近臣で、サナムナイ [sana:m nai, 司廊乃] を司り、内務と財政を司るツァオロンパーサーッが兼任した。各ムェンの大水路にもパンムェンロン [pan mən lon, 板悶龍] とパンムェンノイ [pan mən noi, 板悶囚] (タイ・ルー語でパンは下級役人、ムェンは用水路、ロンは大、ノイは小を意味するので、正・副水利官となる) を設け、当該用水路の灌漑する区域の水利事務を管理する。灌漑区域内の村落においても、村落の大小に従って、一人ないしは二人を推挙してパンムェンとし、正・副水利官と協力して水利を管理する。慣例によれば、正・副水利官には、灌漑区域を流れる用水路の最上流の村と最下流の村のパンムェンが当てられる。このようにすれば、上流から下流への流れを把握することができ、水路から近くの田地で水が尽きてしまったり、水路から遠くの田地に水が行き渡らなかったりすることを、防ぐことができる。また、最上流の村で水を浪費させず、最下流の村で用水に欠乏する田地をつくらないようにさせる」[社会総合調査(2): 67]⁹⁾ (サナムとは「議

8) 『社会歴史調査』及び筆者の調査におけるインフォーマントについては、各注参照。また、筆者が外国人であり、調査時が30年を経た現在であることは、確かにハンディかもしれない。ただ、他人の手を経て収集整理された情報は、その収集整理のプロセスが明確であるとは限らず、論文作成者自ら行なった調査による情報よりも、信頼度が高いとは必ずしも言えない。いずれにせよ、歴史研究における、インタビュー記録の利用に関する方法論が更に検討される必要はある。

9) この調査報告は「景洪的水渠管理和水規」(ツェンフンの水路管理と水規)と題されたもので、刀永明、刀述仁、曹成章の3氏が1962年に、刀学新、バーンオッ [ba:n ot, 曼窪] (村落名) のパヤーパンムェン等の人物を対象に取材して得たものである。またここにあらわれるツァオペンディンやサナム等は土地改革前に機能したものである。従って、この調査は調査対象者の体験に基づく土地改革前の状況についての聞き取りであると考えられる。また、「勅司廊」(車里宣慰使議事庭) 官員由解放初在任供職回任職者(四任或五任) 名单」(以下、「名单」と略) [社会歴史調査(9): 103-106] によれば、刀学新は、「懷郎戛」及び「召龍謝難」という官僚を歴任している。なお、この「名单」の提供者刀光強自身も、「叭班恐」及び「召龍納掌」という官僚を歴任していることが、「名单」から知られる。

事庭」とも呼ばれ、サナムナイ（内議事庭）とサナムノーク [sana:m nok, 司廊諾]（外議事庭）に分かれる。前者はツェンフン内のことを審議し、後者はシップソーンパンナー全体の議事を扱う機関である）。

張公瑾は、水利組織の概略を説明するうえで次のように述べている。即ち、「シップソーンパンナーの水利事業の管理にあたったのはサナムであり、内務官僚のツァオロンパーサーッが水利管理の役職を兼ねた。各ムァンには、大水路ごとにムァンタンパンムァン [?, 勅当板悶] なる水利官をパンムァンロン（大パンムァン）とパンムァンノイ（小パンムァン）に分けて（正・副水利官）置いた。この他、ツァオペンディンの官僚（ポーラーム [pola:m, 波朗]）が、耕地監督、租税催促の為に派遣したルンター [luŋ ta:, 龍達] も水利管理の責を負った。各村落にはパンムァンが居り、ツァオロンパーサーッよりパンムァンまでが水利を管理する縦の系統を為しており、各村落のパンムァンは、水路の建設、修復保全、灌漑の儀礼などを指揮、主催した」[張公瑾 1981]。

ここでの重要なポイントは、内務官僚ツァオロンパーサーッから各ムァンの正・副水利官、各村落で推挙される水利管理者パンムァンに至る、系統的な水利組織体系が存在したと理解されていることである。ところが、刀永明等の調査報告はあくまでツェンフンの用水路と水利規定が主題であり、上述の水利組織体系は、これとは関わりなく一般的見解として述べられたものである。また、張公瑾の論は『議事庭長修水利命令』という文書を紹介した上で述べられたものであるが、ツェンフンのムァンナーヨン [məŋ na:jəŋ, 悶納永] という水路の具体例を主題とする刀国棟等の調査報告 [社会歴史調査(3): 78-79]¹⁰⁾

の一般的見解と全く同じ内容である。従って、張公瑾は『議事庭長修水利命令』と無関係に通説を述べたものと考えられる。

張公瑾はまた、各ムァンにツァオムァン [tsau məŋ, 召勅] と結び付いた水路が存在するとしているが、「耕田には水路が必要であり、ムァン建設にはツァオムァンが必要である」「ムァン建設には水路が必要である」という漠然とした法典の一節のみを根拠としている[張公瑾 1981]。¹¹⁾ 張公瑾はこの他、水利に関するタイ・ルー文の文書を紹介しているが、全て、ツェンフンのものである[張公瑾 1986: 58-59]。¹²⁾

加治明は、張公瑾の論文を紹介しつつ、『議事庭長修水利命令』が各ムァンの大水利官にあてたものと断言している[加治 1982]。

れる「勅景洪傣族对于農田灌溉的行政管理」（ツェンフンのタイ族の田地灌漑に対する行政上の管理）であり、刀学興なる人物（音からみると、注9）の刀学新と同一人物かとも思われる）が口述したものである。調査年については記載がないが、殆ど同じ内容が繆鸞和 [1957: 21-23] にも掲載されている。繆鸞和は、土地改革の前後における変化について、当時の調査に基づいてまとめており、この調査報告がその情報源である可能性が高い。従って、この調査報告は1957年以前に行われたと考えられる。

また、張公瑾の紹介した『議事庭長修水利命令』は18世紀にサナムより出され、水利管理の責任を負うムァンタンパンムァンとルンターに当てた文書であるが、刀国棟等の調査報告に記される、議事庭長から水利官に当てた命令の内容とはほぼ同じである。従ってこうした命令文は、土地改革直前まで機能していたと考えられる。ちなみに、ムァンタンパンムァンなる語は、これらの命令にのみみられる。

- 11) [社会総合調査(2): 22] に、この条文がある（「召勅的五条法規」）。
- 12) 『景洪的水利分配』『景洪坝的宣慰田及官田』『景洪地界水溝清冊』『景洪田畝数乃水利分配』『從火勅到景蘭水利分配及保管首冊』をあげている[張公瑾 1986: 59]。『景洪坝的宣慰田及官田』は[社会調査報告(3): 93-94]にも掲載されている（ツァオロンパーサーッ蔵書とされる）。なお、火勅、景蘭は、バーンホームァン [ba:n ho: məŋ, 曼火勅]、バーンツェンラーン [ba:n tseŋ la:n, 曼景蘭] というツェンフンの村落を示す。

10) この調査報告は「西双版纳勐景洪的灌溉系統及其管理和官田分布」と題されたものに含ま

しかしここには、冒頭に、ツァオペンディン
は多くのムァンに恵みをもたらすと述べられ
るだけで、命令文の対象であるムァンタンパ
ンムァンとルンターが各ムァンのものだとは、
一言も述べられていない（史料1）。従って、
加治のような断言は簡単にはできない。¹³⁾ また、
『議事庭長修水利命令』はサ
ナムから出されるものとされ、ツァオロン
パーサーッの名はここには表われていない。

このようにみると、水利に関するまとま
った記述はツェンフンのもののみであり、通説
とされる、ツァオロンパーサーッから各ムァ
ン、各村落にいたる水利組織の体系そのもの
については、ほとんどその具体的根拠が示さ
れていないことがわかる。加治は前述の刀永
明等の調査報告を紹介しつつ、「西双版纳の
水利組織の大きな特色は、それが該地域の統
治機構の中にしっかりと組み込まれていたこ
とである。……西双版纳ではそれは村落内あ
るいは村落間の組織としての性格を有しなが
らも、他方では召片領を最高君主とする西双
版纳の統治組織のなかに組み入れられてい
た」[加治 1988b] と述べているが、この
ように性格付ける根拠は薄いと言わざるをえ
ない。¹⁴⁾

13) 『議事庭長修水利命令』を紹介した張公瑾自身
は、このようには述べていない。張公瑾の述
べた通説に「各ムァンの大水路ごとにおかれ
たムァンタンパンムァン」というような表現
があるので、加治はそれをふまえたのであ
ろう。

14) なお、村落の水利管理者パンムァンに関し
ては、ブンチュアイ [Bunchuai 1955]、チェ
ンハンセン [Chen 1949] に記述があり、田
辺繁治が両者をまとめて、次のような点を指
摘している。即ち、「ムァン・ファイーと呼ば
れる堰堤を小河川に築いて水位を上げ、小運
河によって田地に導水する。堰堤や運河の管
理には、一村もしくは水がかりの数村からパ
ンムァンなどとよばれる長が選出され、建設、
修復保全、灌漑の儀礼などを指揮・主催する。
パンムァンは各ムァンのクワン [ムァンの
取決めをする集会一注・筆者] で承認され、
共同労働における工事の不参加者や、運河水
路の破損が認められた場合に、罰金を課す権

ところで、上述の『議事庭長修水利命令』
には、シップソーンパンナー王国の水利組織
を考察する上で、重要な内容が記されてい
る。以下、この点についてみてみたい。

『議事庭長修水利命令』には、ムァンタン
パンムァン、ルンターが守るべきものとし
て、1) 各村各戸の田数を明らかにし、上流
から下流まで順調に水が流れることを確か
め、水争いや盗水を防ぐ。特にツァオペン
ディンやポーラームの田地が潤うように気を
配る。2) 五日周期の定期市の際に、水路の
検査を行なって民衆の田地を潤し、彼らの衣
食を足らしめ、仏陀への布施が十分できるよ
うにさせる。3) 水路修復の作業に参加しな
いものには、罰米を課す等の処置をするが、
水利官が水を分けなければ、水利官が租税を
負担する。4) 植え付けが終わって後、各村
落に、垣根を作らせ、家畜に田地を荒らさ
ないようにする、という点が挙げられている
(本文末尾史料1 参照)。

張公瑾は、『議事庭長修水利命令』の特徴
として、まず、ツァオペンディンとポーラ
ームの田地の用水が配慮され、次に民衆の田地
を潤して租税収入を確保するという点を挙げ
ている。加治はこれに依拠して「統治階級は
用水の支配を通じて人民を統治するというよ
りも、彼らの経済的基盤を確固なものとする
ため、水利事業の管理や運営に積極的に関
わった」[加治 1988b] と述べている。こ
れは、治水の為の人力動員に重点を置く水力
社会論を念頭に、準水力社会といわれるこの

限をもった」[田辺 1973]。チェンハンセン
はこの他、パンムァンが田植えの時期に職務
に着手し、用水路の先端で会議を開催するこ
と、家族の扶養料としてナーパンムァン（パ
ンムァンという職に対して与えられる田地）
が与えられたことに言及している [Chen
1949: 42]。これをみると、各ムァンにパン
ムァンが置かれたかのようなのであるが、チェ
ンハンセン等が、具体的事例として挙げている
のはツェンフンのみである。各ムァンの具
体的状況は不明である。

地域の特色を述べているのだが、『議事庭長修水利命令』の内容に照らした場合、妥当なものと言えよう。ただ問題は、この経済的基盤が具体的にどのように展開していたかである。この場合、『議事庭長修水利命令』がどの範囲にどのように適用されたかが重要となろう。これはまた、水利組織系統のありかたとも関わる問題である。

以上を念頭に、次章以下、『社会歴史調査』『社会総合調査』の記述を中心として、筆者自身の現地取材による情報も含めて、水利組織系統の実態を考察したい。

II ツァオロンパーサーッについて

ここでは、ツァオロンパーサーッそのものの機能について検討したい。ツァオロンパーサーッは、刀永明等によれば、ツァオペンディンの近臣でサナムナイを司り、財政と内務を司るものであるとされた。ツァオペンディンの直属の官僚（ポーラーム）としては、第一ランクに4大官僚（シーハツェン [si: xatsyn, 四卡真]）が、第二ランクに8大官僚（ペッハツェン [pet xatsyn, 八卡真]）がある。ツァオロンパーサーッはこの第二ランクに属するものである。

また、刀国棟等の調査報告におけるサナムナイの説明の中に、次のような記述がある。即ち、「パーサーッは、ツァオペンディンの宮廷を指し、ツァオロンパーサーッはツァオペンディンの為に宮廷内務、即ち、灯を点すこと、米をつくこと、飯を炊くこと等を管轄する総元締であり、同時にツァオペンディンの為に財政を司った」[社会歴史調査(4): 84]。¹⁵⁾ これによれば、パーサーッとい

う語は、宮廷という意味を持ち、ツァオロンパーサーッの職務である内務とは宮廷内の雑事を指している。ツァオロンパーサーッは、財政官という位置付けもなされる [Chen 1949: 17] が、あくまでツァオペンディンの財政であることが、ここから知られる。即ち、ツァオロンパーサーッは、宮廷に関わる仕事を行う官僚と位置付けてよいと思われる。

この点についてもう少し詳しくみることにする。

タイ・ルー族には「身分制」が存在し、ツァオペンディンの親族を中心とする支配層（モム [mom, 孟] 及びウン [vun, 翁]）とそれ以外に大きく分かれ、後者は更にタイムェン [tai mən, 傣勐]（ムェンの先住民）とクンファンツァオ [kun hən tsau, 滾很召]（ツァオペンディンまたはツァオムェンの「家内奉仕人」）に分かれた。これらは各「身分ごとに分かれて村落を形成した」[社会歴史調査(2): 11-12]。ツェンフンではクンファンツァオは、レークノイー [lek noi, 領囚]

る。サナムやポーラーム等、ツァオペンディンを中心とするツェンフンの統治組織について述べられている。その他、[社会歴史調査(9): 72-73, 87-90] に、ツァオロンパーサーッに関する種々の情報が掲載される（刀光強蔵本「西双版纳召片領（車里宣慰使）及其権力機構系統」[社会歴史調査(9): 69-108]のツァオロンパーサーッに関する部分。刀光強については注9）参照）。即ち、仏教儀礼の際に諸事を司ること、ツァオペンディンの宮廷内の小官吏を管轄下に置く事等である。小官吏には、(1) 宮廷の警護を行う者の首領、(2) ツァオペンディンの家の中で、私事に携わる者の管理者、(3) 宮廷の料理人の管理者、(4) 宮廷の宴席を管理する者、(5) ツァオペンディンが拝仏に赴く際等に鉄砲を打ち鳴らす者、(6) 刑罰を行う者、(7) ムェンラー（地名）から塩を運ぶ隊商の首領、(8) 金銀細工師、鍛冶師の首領が存在した。(1)(2)(5)(6)(8)に対しては、若干の俸禄田が支給されたとされる。

15) この調査報告は「西双版纳召片領封建政治有關調查資料」と題されたもので、刀国棟、召珍、馬仲舟、黄堅実、徐加仁の5氏による1954年の調査を、徐加仁が整理したものである。

とホンハイ [hɔŋha:i, 洪海] に分かれ、特にレークノイがツァオペンディンの「家内奉仕」の中心的存在であった。彼らの村々は、ロンレークノイ [lɔŋ lek noi, 隴領圀] という組織にまとめられツァオロンパーサーッが管轄した [社会歴史調査(4): 77, 93]。¹⁶⁾ また、多くのレークノイの村落には、「老赶難」と称する伝承がある。これによれば、彼等は洪水などの難を逃れてラオスから移住した者達で、彼等の建てた村落を、ツァオロンパーサーッが管理し、ツァオペンディンに奉仕させたという [社会歴史調査(4): 78]。また、次のような伝承もある。即ち、「伝説上の英雄パヤーサムッティー [phaya: samutti:,

叭桑木底] が12の部屋を持つ宮殿を建て、中央にタイ・ルー族の王が住み、右端の部屋 (ホーパーサーッ [ho: pha:sa:t, 賀帕薩]) ではラオスから来た人が中心となって財政事務を司った。彼は、王の財産を保管し、収支決算を報告したり、人をホーパーサーッで働かせたり、王の護衛をさせたりした」 [勐泐王族世系: 23] というもので、ホーパーサーッという名称、中心となる人の職責をみると、ツァオロンパーサーッ自体、ラオス地方に起源をもつものであることを示唆している。いずれにしても、ツァオペンディンの「家内奉仕」の中心となるレークノイとツァオロンパーサーッの緊密な関係が窺われる。

この他、前述のように、歌の専門家ツァーンハブもツァオロンパーサーッの管轄下に置かれた。ツァーンハブは、村落での通過儀礼などで唱う他、ツァオペンディンやツァオムァン (ムァンの首長) を讃える歌を唱ったという [馬場 1984; 1985]。前稿では、これ以上の詳細は不明であったが、筆者はツェンフンにおいて次のような情報を得た。即ち、ツェンフンのツァオロンパーサーッは、ツェンフンのツァーンハブだけを管轄下に置き、パヤー等の称号を与えられた者 (男性に限る) が、ナーイ・ツァーンハブ [na:i tsa:ŋ xap] と呼ばれ、一般の村落にいるツァーンハブを管理するという形を取った。ツァオロンパーサーッはまた、ツェンフン内の銀細工師 (ツァーンゲン [tsa:ŋ ɳən, 章恩]), 金細工師 (ツァーンハム [tsa:ŋ xam, 章坎木]), 鍛冶師 (ツァーンレック [tsa:ŋ lek, 章列]) をも管轄していた。ここでも、パヤーなどの称号を持つ、ナーイ・ツァーンゲン [na:i tsa:ŋ ɳən] などを通して、一般の村落にいる金銀細工師、鍛冶師を管轄していた。ツァオロンパーサーッは、ナーイ [na:i, 乃] と呼ばれる特殊技能者の

16) ツェンフンでは全村落が3つのロン (ロンホーン [lɔŋ xɔŋ, 隴匡], ロンサーイ [lɔŋ sa:i, 隴洒], ロントゥン [lɔŋ thung, 隴棟, 隴東]) という組織に編成され、更にこのうちレークノイの村落が、ロンレークノイ [lɔŋ lek noi, 隴領圀] に編成されたという [社会歴史調査(4): 86]。ロンサーイはツァオツェンハー [tsau tseŋ ha:, 召景哈] という官僚が、ロンホーン、ロントゥンはツァオロンナーホワ [tsaulɔŋ na:xwa, 召龍納花] という官僚が管轄した [社会歴史調査(4): 86] が、これらの官僚がいない場合は、ツァオロンパーサーッが問題の解決にあたるとされる [社会歴史調査(9): 73] ([社会歴史調査(4): 77] では、ロンホーン、ロンサーイ、ロンレークノイのみ挙げられる)。

また、「身分制」についてであるが、例えば、タイムァンとクンファンツァオは、法律上明確に上下関係として区分されるものでなく、また浄不浄の概念で捉えられるようなものでもない。前者がムァンの先住民で、後者が多く外部に出自をもち、支配層により近い存在 (クンファンツァオは「ツァオペンディン、ツァオムァンの家の人」の意) で、徭役義務負担の内容に差があるという区別があるのみである。「身分制」と括弧を付したのはこのような意味からである。この点については、加藤久美子も言及している [加藤 1989]。ちなみに、中国側資料においては、「封建等級」の語が用いられる。

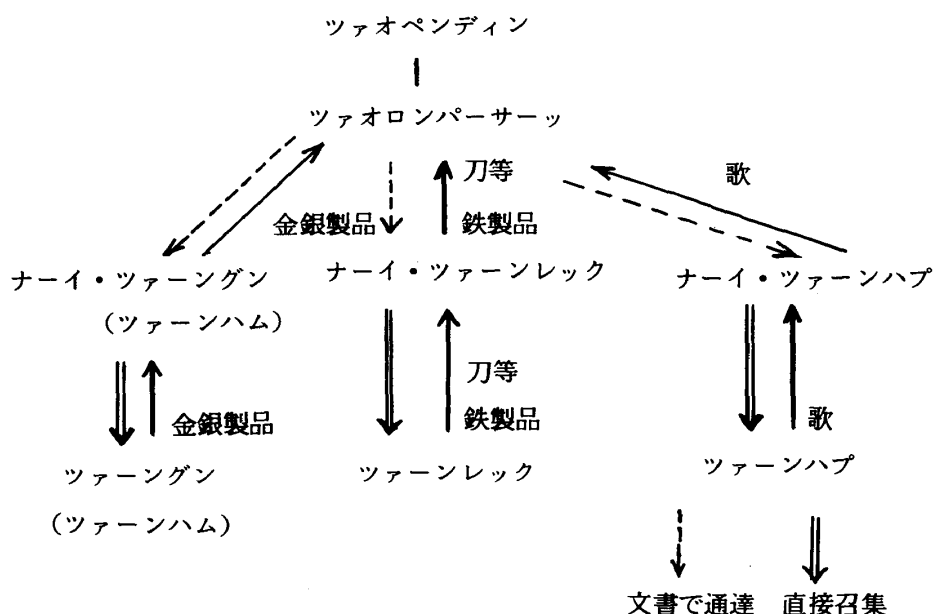


図2 宮廷への調達のシステム

頭に文書で通知し、宮廷に必要なもの（歌、装飾品、刀等）を必要な時、村落から調達できる体制を敷いた（図2）。¹⁷⁾

ツァオロンパーサーッは、ツァオペンディンの宮廷の雑事を執り行うという文脈で、「家内奉仕人」としてのクンファンツァオと村落の特殊技能者を適宜調達したと考えられる。ただ、これはあくまでツェンファン内に

限ってのことであつた。¹⁸⁾

また、本稿で問題にする水利組織系統の管轄に関しては、ツァオロンパーサーッそのものを説明する際には、何故か言及されない。前章でみたような、水利組織に関する通説のみに、ツァオロンパーサーッから各ムァンの正副水利官、各村落のパンムァンに至る、系統的な水利組織体系が述べられるのである。

る。ツァオロンパーサーツがツェンフンの宮
廷とかかわるものであることと、この通説は

ツェンフンのナーイ・ツァーンハブ、ナーイ・ツァーングンについては、『社会歴史調査』に記載が無いので、漢語表記を省略した。なお、注18)で述べるように、ムアンロンにも特殊技能者の頭が存在した。[社会歴史調査(8): 83] には、乃占哈(ナーイ・ツァーンハブ)、乃占肯(ナーイ・ツァーングン)という表記が見られる。

18) なお、パーサーッの名称を持つ官職は、この他、ムアンロンやムアンハムにもみられパーロンパーサーッ [phaya:lon pha:sa:t, 叭龍帕薩] と呼ばれる。これらは、ツァオムアンの近臣で、当該ムアンのクンファンツァオの管轄と財政を扱った [社会歴史調査(8): 6, 8, 82-83]。また、ムアンロンにあるパーサーッ組織 (パーロンパーサーッが司る) には、ナイイと呼ばれる特殊技能者の頭が属し、一般の特殊技能者を管理するという体制がみられた [社会歴史調査(8): 82-83]。この意味で、ムアンロンにはツェンフンにより近い組織が見られると言える。いずれにしても、ツァオロン (パーロン) パーサーッは、ムアンの首長の宮廷内務とかかわると考えられる。この他、ムアンヤーンにもパーカンホー [phaya:kahō:, 叭剛火] という宮廷内務とかかわる官職が記されている [社会歴史調査(8): 122] が、各ムアンの詳細は不明である。

17) 情報は、1988年3月、西双版纳傣族自治州景洪県において得られた。インフォーマントは、
1) 曼養光に住む、かつてトゥルンツァーン [tulung tsa:ŋ, 都竜掌] (象を管理するツァオペンディンの官僚。注9) の「召龍納掌」に同じ) を務めた99歳(当時)の男性とその娘夫婦(3月17日、筆者のインフォーマントに対する中国語によるインタビューによる。タイ・ル語による説明の部分もあったが、後日、小学校教師を務める男性(25歳)に録音を聞いてもらい、中国語による説明をうけた)、
2) 曼洒に住むかつてツァオロンパーサーッに呼ばれてツァオペンディンの宮廷で唱った経験をもつ老ツァーンハブ(当時77歳)である(3月28日、筆者のインフォーマントに対する中国語によるインタビューによる)。後者は全国民間文芸研究会の理事等を務めたこともある。ここに記した内容は、2者の体験に基づく、土地改革直前の状況である。

如何なる関係にあるのだろうか。果たして、その実態は如何にあったのであろうか。次章では、ツァオロンパーサーの性格をふまえ、シップソーンパンナーの水利組織のあり方を検討してみたい。

Ⅲ シップソーンパンナーの水利組織

ここでは、比較的資料の豊富なツェンフン

の水利組織とその他のムァンの場合とに分けて、考察したい。

1 ツェンフンの水利組織

ツェンフンには12本の水路が存在したとされるが、刀永明等の調査報告において、そのうちの主要5大水路に関する詳しい記述がある。これらは、ムァンナーヨン、ムァンパーンファーツ [məŋ pa : ŋfa : t, 悶邦法],

表1 ツェンフンの大用水路

水路名		ムァンナーヨン	ムァンナムシム	ムァンパーンファーツ	ムァンツェラーイ	ムァンホイハー	計
受益村落数	タイムアン	6	1	0	3	0	10
	レークノイ	8	10	9	5	0	32
	ホンハーイ	6	0	2	3	3	14
	モム・ウン	0	0	0	0	2	2
	計	20	11	11	11	5	58
河 川		ナムオツ		—	ナムヒー	—	
水源付近のタイムアン村落		有		無	有	無	
称号をもつパンムァンの任命者		サナム	?	ツァオペンディン	サナム	?	

(出典) [社会総合調査 (2) : 67 - 70] ([加藤 1989] の表を簡略化して使用)

(注) ムァンツェラーイでは、称号を持つパンムァンの任命は、サナムが行うが、委任状はツァオロンナーホワが授与する。

表2 ツェンフンの3水路における称号を持つパンムァンの役割

[ムァンナーヨン]

各村落のパンムァンを率いて、各村落の農民を動員し、水路を補修し、検査をする。灌漑時の用水の分配、水利規則の維持、水利をめぐる争いの処理。毎年、傣暦新年(4月)の後、各村落が共同で水路を補修し、放水の儀式を行う。この時、パンムァンは筏を上流から流し、どこかで障害があれば、その区域を担当した村を処罰する。

[ムァンパーンファーツ]

ナーツァオペンディン、ナーポーラームが用水不足で減産すれば、パンムァンが賠償する。ルンターがパンムァンを兼ねる村落もある(パーンホスンなど)。分水の際、田地の面積の他、水路からの遠近も考慮する。量上流の村が水を得すぎないよう最下流の村のパンムァンが責任を持つ。

[ムァンツェラーイ]

パヤーの称号を持つ者は15元、ツァーの称号を持つ者は9元、セェンの称号を持つ者は3元、それぞれツァオロンナーホワに贈る。各戸から貢ぎ物を徴収(檳榔をツァオロンナーホワに、檳榔がない場合、銅版をパンムァンに差し出す)。3年に1度水神を祀り、パーンツェンのパヤーパンムァンが祭祀を司る。

(出典) [社会総合調査 (2) : 67 - 70]

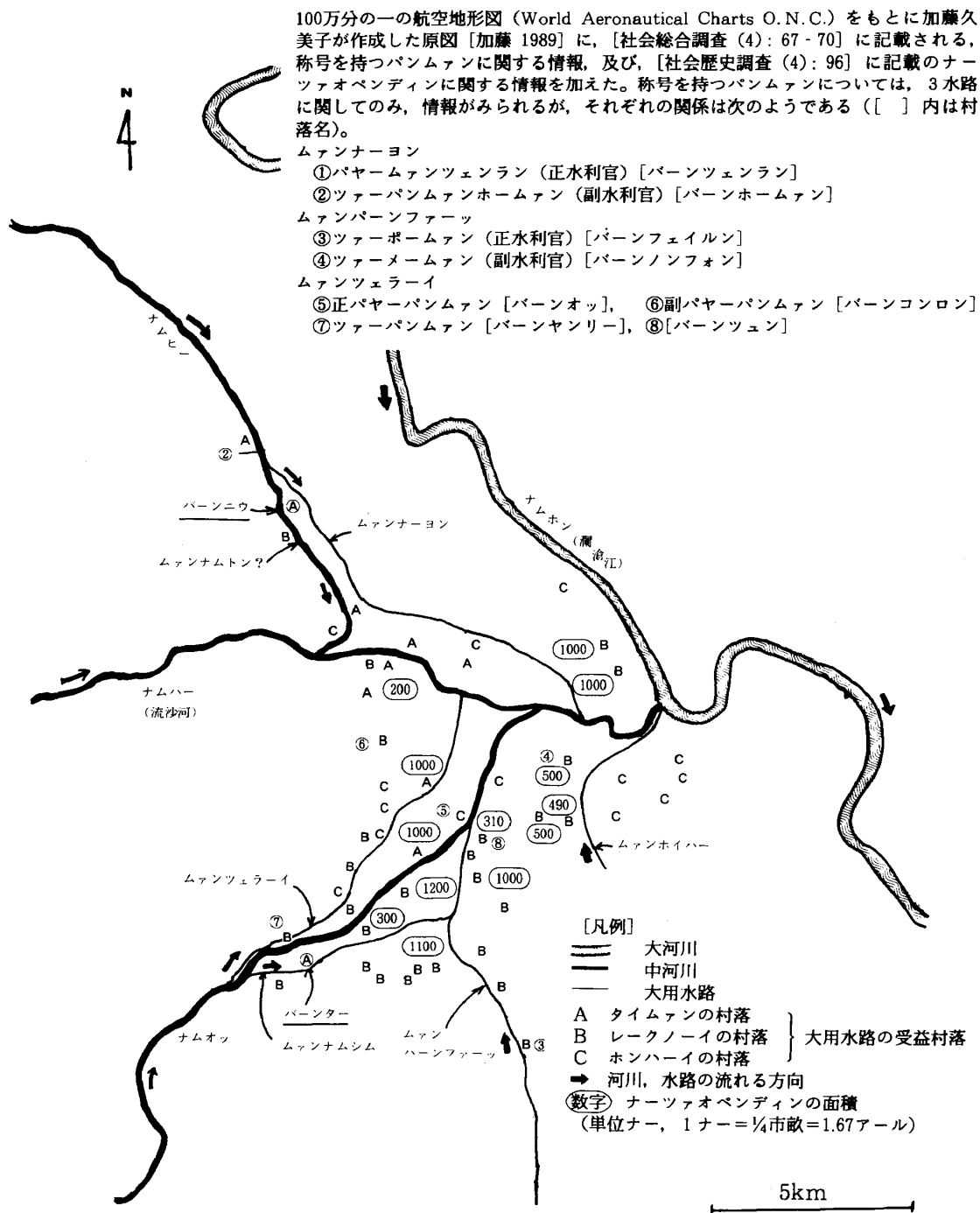


図3 ツェンフン盆地の河川, 大用水路, 受益村落, 称号を持つパンムァン

ムァンツェラーイ [məŋ tsɛla:i, 悶遮来],
 ムァンナムシム [məŋ namsim, 悶南興],
 ムァンホイハー [məŋ hoixa:, 悶回卡] と
 呼ばれる。ここには各水路の受益村落について

説明があるほか, 前3者については, 水利組織に関する具体的記述が存在する [社会総合調査(2): 67-70]。ここに掲載された情報を整理したのが表1, 表2である。

表3 身分毎にみたツェンフンの田地（単位 ナー [1 ナー=¼市畝=1.67アール]）

	ナーツァオペンディン	ナーポーラーム	ナーバーン
ルークランタオパヤー	1,340 (12.3%)	6,245 (10.5%)	30 (0.07%)
タイムァン	僅少	8,208 (13.8%)	34,367 (74.8%)
レークノーイ	7,107 (66.3%)	35,005 (59.0%)	11,195 (24.4%)
ホンハーイ	2,270 (21.2%)	9,871 (16.6%)	345 (0.75%)
合 計	10,717 (100%)	59,329 (100%)	45,937 (100%)

（出典）[社会歴史調査（4）：167-197]

（注）ルークランタオパヤーは、ウンの身分に属し、独自に村落を形成しているものである。ツァオペンディンの警護を役割とする。

これらの水路の受益村落をみると、ムァンホイハーを除いて、圧倒的にクンファンツァオの村が多いことがわかる。特に、パヤー等の称号を持つパンムァンはバーンホームァン [ba:n ho:mən, 曼火勳] を除いて、全てクンファンツァオの村からでており（図3）、特にレークノーイの村が多い。まず、この意味について検討したい。また、この点に関しては、既に加藤久美子がまとめて報告しているので、参照することにする [加藤 1989]。

ツェンフンの土地は、ナーバーン [na: ba:n, 納曼], ナーポーラーム [na: pɔ: la: m, 納波朗], ナーツァオペンディン [na: tsau phən din, 納召片領] に大別された（表3）。ナーバーンは村落内で管理され、世帯を単位として割替えられる土地であり、収穫物は村内で処理された。ナーポーラーム、ナーツァオペンディンは複数の村落にまたがって分布し、それぞれ当該ポーラーム、ツァオペンディンに収穫物の一部が納められた [社会歴史調査(4): 95-98]（5大水路によって灌漑されるナーポーラーム、ナーツァオペンディンについては表4参照）。これらの土地は表3をみると、ナーバーンがタイムァンの村落に優勢で、ナーツァオペンディンの大半がレークノーイの村落に分布し、ナーポーラームもレークノーイの村落に多いことがわかる。

従って、前述の、称号をもつパンムァンの多くがレークノーイの村からでてている点は、ナーポーラーム、ナーツァオペンディンの灌漑を重視することを示唆している。特に、水路の下流域のレークノーイの村に称号をもつパンムァンが置かれており、これらの村及びその周辺には、例外なくナーツァオペンディンが分布していた（図3）。以上のことから、ナーツァオペンディンに十分な用水の供給をするため、ツァオペンディンの家内奉仕の中心となるレークノーイが、重要なパンムァンに位置付けられたと考えられる。¹⁹⁾ このような意味では、加治のいうように、水路の管理がツァオペンディンの経済的基盤を確かにしたということが言えよう。

ところで、表1、表2の水路に関する情報を見ると、各水路ごとにその水利組織が異なっている。称号を持つパンムァンを任命す

19) ここまでの内容は加藤久美子も報告している。氏は、ツェンフン盆地に限定して、ツァオペンディン一族のムァン内の民への関わり方を考察している。このなかで、各「身分」の水路への関わり方を問題にするのである。また氏は、タイムァンの村落に存在するナーツァオペンディン、ナーポーラームをクンファンツァオに貸し出し、徭役もクンファンツァオに肩代りさせていたという事例を指摘し、タイムァンの自立性を強調している。今後、詳細な論稿の発表が期待される（加藤 [1989]）。また、加治 [1988b] においても [社会総合調査(2): 67-69] の記述に従って、ムァンナーヨン、ムァンパーンファーツの水利組織が紹介されている。

表 4 ツェンフンの灌漑系統と管轄下の官職田

水路名称	田 名	官職名
ムァンツェラーイ	納 景 董	ツァオペンディン
	納 龍 罕	
	納 在 坎	ホイダンツォムワン (A)
	納懷郎曼轟	ホイダンバーンフム (A)
	納 帕 薩	ツァオロンパーサーッ (B)
ムァンナムシム	納 掌	ツァオロンナーツァーン (B)
	納 龍 董 別	ツァオペンディン
	納 龍 董 那	
	納 龍 董 永	
	納 火	ホイダンツォムワン (A)
ムァンパーンファーツ	納 版 両	ホイダンバーンオッ (A)
	納 醒	ツァオペンディン
	納 東 柯	
	版 龍 納 昂	
	納 帕 薩	ツァオロンパーサーッ (B)
ムァンナーヨン	納 花	ツァオロンナーホワ (B)
	納 帕 薩	ツァオロンパーサーッ (B)
ムァンホイハー	納 掌	ツァオロンナーツァーン (B)

(注)「勐景洪灌漑系統」[社会歴史調査 (3): 80-91] より、重要な 5 大水路におけるナーツァオペンディン及び、4 大官僚 (A)、8 大官僚 (B) に与えられるナーポーラームを抜粋して整理。なお、田名はタイ・ルー語名が不詳なので、資料に掲載された中国語表記を用いている。

るのは、サナムもしくは、ツァオペンディンであり、ムァンツェラーイでは、ツァオロンナーホワ [tsau lon na:xva, 召龍納花] (軍事を司る官僚) が委任状を発行するという。ここには、特に、ツァオロンパーサーッが関わったとする記述はない。では、ツァオロンパーサーッの役割は何であったのだろうか。これに関して筆者は、以下のような情報を得ている。即ち、水路補修の際には、ツァオロンパーサーッが水路を使う人々から費用を集め、必要な道具を分け与える。この際、ナーツァオペンディンやナーポーラームに関する水路については、ツァオペンディンやポーラームが費用を供出するという。また、新年 (4 月) の前に、サナムの官員の依頼により、シップソーンパンナーにおける最高位の寺院、ワットロン [vat lon, 瓦龍] の住職が仏典に記される天文暦法を用いて占い

を行う。これは、降雨量や水路に水を流す日、サンハーンピーマイ [saŋxa:n pi:mai, 桑罕比邁] (潑水節)、ハーオワッサー [xa:u vatsa:, 豪瓦薩] (関門節) 等の日取りが対象となる。その後、サナムより水利に関する命令が出される。²⁰⁾

これをみると、18世紀にだされたという『議事庭長修水利命令』と同様、サナムから命令が出ている。即ち、水利そのものの責任はサナム全体にあり、ツァオロンパーサーッが水利に関する命令体系の頂点にあるのではない。ツァオロン

パーサーッは費用徴収、道具の分配という形で、村落間の水利管理のまとめ役として機能していたのである。ただ、ツァオロンパーサーッの機能には、前章でみたように、ツァ

20) 情報は、1988年3月17日及び21日、西双版纳傣族自治州景洪県において得られた。インフォーマントは、注17)で述べた人物(1)と、王族出身で版纳報社に勤務し、タイ・ルー文の長編叙事詩の整理(雲南民族出版社からタイ・ルー文でいくつか出版されている)も行っている男性(推定65歳、当時)である(筆者のインフォーマントに対する中国語によるインタビューによる)。なお、後者も、象管理の官僚トゥルンツァーンを務めたことがある。サンハーンピーマイは、傣曆新年(太陽暦4月)の行事で、通常水かけ祭りの名で知られる。上座部仏教圏では、雨季に僧侶が寺院にこもる習慣があるが(パンサー)、シップソーンパンナーでは、このパンサーにあたるのがワッサーである。太陽暦7月のハーオワッサー(関門節)から、太陽暦10月のオックワッサー [ɔk vatsa:, 奥瓦薩] (開門節)に至る3カ月がこれにあたり、人々は布施に励む[加治 1988a]。

オープンディンの財政管理、家内奉仕人としてのレークノーイの管轄があった。前述のように、ツェンフンの主要な水路は主としてレークノーイの村落に分布するナーツァオープンディンを潤し、重要なパンムァンの殆どは、レークノーイの村落からでていた。これらを考慮すると、ツァオロンパーサーッはツァオープンディンの財政管理、レークノーイの管轄という文脈でパンムァンを管轄し、水利に関わったのであり、命令体系とは別の関わり方をしたと考えられる。

また、加治及び加藤も指摘しているが、ツェンフンの水路は、2種類にわけることが可能のようである[加治 1988b; 加藤 1989]。即ち、山中から直接導水する形と中河川（ナムヒー [nam hi:, 南溪], ナムオッ [nam ot, 南窪]) から取水堰（ファイー）を用いて導水する形である。²¹⁾ 表1及び図3をみると、後者の形を取る水路は、必ず上流部にタイムァンの村落があることに気づく（ムァンナーヨン、ムァンツェラーイ、ムァンナムシム）。これらの水路の最上流部はタイムァンのナーバーンが多く、また、当然ながら取水に有利であった。従って、ナーツァオープンディンの分布する下流域を潤すには、最下流のパンムァンが力をもつ必要があったのである。²²⁾

21) ファイーは、タイ系諸族に広くみられるもので、草木を用いたものや、石・土等でつき固めたものが多い。水勢によって自然に流出してしまう、一時的な仮締切堰なので、毎年、築造・管理の必要性がある。なお、北部タイ、チェンマイ盆地ではチーク材等を用いた恒常的ファイーも存在するという[田辺 1978]。なお、注14)も参照のこと。

22) この点についても、加藤の言及がある[加藤 1989]。ムァンツェラーイとムァンナムシムの上流部にあった、タイムァンの村落バーンター [ba:n ta:, 曼達] (図3) は、クンファンツァオの7カ村に土地を貸し出す等、大きな力をもっていた[社会歴史調査(4): 198-210]。

また、5大水路の他に受益村落がチェンハンセンによって示唆されている水路として、ムァンナムトン [məŋ nam tɔŋ, 閔南端] があるが、ナムヒーから取水されるこの水路は、バーンニウ [ba:n niu, 曼紐] というタイムァンの村落が、最上流にあった。チェンハンセンによれば、この水路では、それぞれの村落からローテーションでパンムァンを出していたという[Chen 1949:41]。²³⁾ これは、称号をもつパンムァンを出す村落が固定された、表2の水路とは異なっている。この水路の利用が可能なのは、図3をみてもわかるように、4ヵ村だけである。このうち、2ヵ村がタイムァンの村落であり、他の2村は後に建てられたものである。先住民であるタイムァンは、元来はこのような形で短い水路を利用していたのではないだろうか。このようにみると、主要水路のうち、ファイーを用いる水路は、こうしたタイムァン主導の原

23) チェンハンセンは、バーンニウ、バーンリン、バーントゥンの3ヵ村のみをあげており、また、ムァンナムトンという水路名を記している訳ではない。ただ、[社会歴史調査(3): 89-91, 96-97] に、ムァンナムトンによって灌漑される田地が掲載されており、バーンニウを中心に広がるとされる。バーンニウは、他の水路と関わらないことから、チェンハンセンのいう、ローテーションでパンムァンを出す水路は、ムァンナムトンではないかと推定される。バーントゥンは、『社会歴史調査』では、バーントゥンロン [ba:n thuŋ lɔŋ, 曼棟龍], バーントゥンノーイ [ba:n thuŋ noi, 曼棟因] に分かれており、ここでは、4ヵ村と数える。

チェンハンセンは、これら3ヵ村の名を Man Liu, Man Ling, Man Tung と表記している。Man は曼の漢語音と思われる。バーンリン、バーントゥンと同一水路に関わる村落は、バーンニウのみであるので、音の近さを考慮し、Man Liu をバーンニウと解した。なお、『社会歴史調査』では、バーンリンは曼令 [ba:n liŋ] と表記されている。

初的な水路を意図的に延長したということが考えられる。そうであるならば、ツァオロンパーサーッはタイムェンの水路と、特にナーツァオペンディンの灌漑を目的としたクンファンツァオの村落をめぐる水路とを連結させる役割を果たしたといえる。

以上みたように、ツェンフンの水利組織は、通説にいうようなツァオロンパーサーッを頂点とする体系として存在したわけではなかった。主要水路は、ナーツァオペンディンの灌漑を意図しており、ツァオロンパーサーッはツァオペンディンの財政管理という本来もつ機能の一環として、水利に関わっていたのである。ところで通説では、各ムェンの官署と大用水路にも水利官がおかれ、ツァオロンパーサーッが管轄したとされる。次節ではこの点について、考察することにした。

2 その他のムェンの水利組織

前述のように、ツェンフン以外のムェンに関しては水利に関する情報が極めて少なく、「各ムェンの官署の水利官」なるものについては全く資料がない。また、ツァオロンパーサーッがどのように各ムェンの水利に関わったかを示す資料もない。従ってここでは、「各ムェンの大用水路」について検討したい。水路の状況については多少とも『社会歴史調査』に掲載された断片的な記述から、その特色を窺うことができるからである。²⁴⁾

24) 以下の考察において使用した資料名を順にあげると、(1)「西双版纳傣族地区社会経済調査総結報告」(2)「勐籠曼破寨調査」(3)「勐海封建領主経済概況」(4)「勐海曼真寨調査」(5)「勐板傣族社会状況調査」(6)「勐罕傣族社会状況調査」(7)「勐混傣族社会経済状況調査」(8)「勐混曼蚌寨調査」(9)「勐遮傣族社会経済状況調査」(10)「版纳勐養・勐養坝区傣族社会経済状況」(11)「勐往傣族社会経済状況調査」(12)

水路に関する記述は、ムェンロン [məŋ loŋ, 勐籠], ムェンハイ [məŋ ha:i, 勐海], ムェンパーン [məŋ pa:n, 勐板] の報告にみられる。以下、主要な記述を列挙し考察してみたい。

ムェンロンにおいては、

- (1) バーンウェン [ba:n ven, 曼允] 等 10 村では、各家族が共同で開いた水路を使用する土地は、ナーバーンに属し、共同の水路を使用しない土地はナーハクム [na:xakum, 納哈滾] (家族の田地)²⁵⁾ に属す [社会歴史調査(2): 5]

「勐很傣族社会経済状況調査」である。調査年代は、(2)(6)(7)(8)(12)が1955年、(3)(9)(10)が1954年である。(4)には1948年と1953年の状況の比較がなされており、(5)には1952-54の状況がしばしば記される。(11)には1953年、1954年の記事が多い。(1)は注5)で述べた馬曜の総括報告であるが、1948-53 (自治州成立前) と1953-54 (自治州成立後) の調査資料に基づくこととされ、1958年の土地改革の前の状況を表す。ムェンロンの(1)の記述は、(1)の資料 (総結報告) によるが、他の調査資料にはみられないものであり、オリジナルなデータとして使用することとする。

- 25) ナーハクムは、同一「家族」によって継承される土地で、村内で割替えられるナーバーンには属さない。ハクムは、中国語では単に「家族」と訳される。双系的な親族のあり方を示すタイ・ルー族と父系制の発達した漢族とでは、その意味する内容が当然異なる。ハクムという語に即した概念の説明は、現在得られておらず、それ自体今後の課題といえる。ムェンフンでは、開墾して9代を超える土地は、自由に処理してもよいが、9代を超えなければ、族内でのみ譲渡・売買が可能であり、女系家族に継承される。ムェンロンでは、一族のうちの一家族が、一族の領域の中で新たに開墾した土地は、3代の後に、必ず、ナーハクムに入れられる。そして、兄弟3人、姉妹1人の場合、長子が3分の2を継承し、他の兄弟姉妹がそれぞれ9分の1を継承する。また、ナーハクムは家族の長が管理し分配する。このように、管理方法は地域によって異なっていた [社会歴史調査(2): 4-5]。

馬場：シップソーンバンナー王国の水利組織について

表5 各ムァンの田地

(単位 畝 [市畝=6.667アール])

	ナーツァオベンディン ナーツァオムァン	ナーポーラーム	ナーバーン	ナーハクム
ツェンフン	2,045	12,653	9,594	1,356
ムァンロン	50	48	18,033	総戸数の85%が所有
ムァンハム	—	4,584	11,614	1,136
ムァンホーン	60	0	1,160	—
ムァンツェンハー	0	21	527.5	—
ムァンヤーン	150	1,783.75	863.75	—
ムァンツェンヌー	124	0	8,680	—
ムァンヒン	0	0	10,130.88	—
ムァンバーン	184.4	0	2,469.28	全田地の88%
ツェントン	85.86	0	1,222.2	—
ムァンハーイ④	92	38	16,092	—
ムァンフン	1,766	0	14,706	11,480
ムァンバーン④	48	30	2,190	—
ムァンツェンロー②	200	8	2,508	—
ムァンスン	0	0	3,821	—
ムァンツェー	120	0	31,544	12,982.4
ツェンツュン	410	0	7,826	—
ムァンマーン	286	288	650	—
ムァンハーン	24	0	1,727.2	—
ムァンガーッ	282	0	6,652	—
ムァンウァン	345.6	0	6,160	—
ムァンラー⑥	2,194	2,158	6,034	—
ムァンプン	330	152	5,032	2,159
ムァンヴェン	122	196	480	—
ムァンヘム	0	0	916	

(注) 資料中には、④においては挑、⑥においては石という、産出量を示す単位を用いて表示してある。『社会歴史調査』では、1挑=40市斤(20kg)は、4畝(約26.7アール)の土地の産出量に相当し、1石=5挑(100kg)は、20畝(約133.3アール)の土地の産出量に相当するとしている。ここでは、これに従って、畝に換算した。この他、各ムァンには、ナータオフン(村落の頭目に与えられる田地)やナーシン(私田)等がわずかずつ存在している。

(出典) [社会歴史調査 (4): 124; (5): 40付表, 103, 145 - 146, 152, 165; (6): 34付表, 107, 123, 141, 155, 181; (7): 23 - 24, 50, 93, 123; (8): 34, 66, 73, 100, 105 - 106, 146付表; (9): 9, 44 - 46, 57, 63]

(2) バーンポック [ba:n pok, 曼破] が
建てられて後、この村とバーンローン
フー [ba:n lonxy, 曼龍扣] 等3村は、

共同して一本の水路を掘った [社会歴史
調査(8): 111]
という記述のみみられる。ムァンロンでは、

バーンウェン、バーンボックはタイムェンの村落であり、バーンローンフーはクンファンツァオであるが、元来はタイムェンであったという。また、これらの村落にはナーバーンしか存在しておらず、(1)の記述をみても、自分達の田地のための水路だということが窺われる。ムェンロンには62村があったが、52村がタイムェンで、10村のクンファンツァオのうち6村は、元来タイムェンであったという。クンファンツァオの村落は、ツァオムェンの居住地付近に集まっており、ナーツァオムェン [na: tsau məŋ, 納召勐] (ツァオムェンの田地) やナーポーラームもこの周辺のみに集まっている。ナーツァオムェン、ナーポーラームは表5にみるように非常に少なく、共に、元来クンファンツァオであった4ヵ村にのみ存在し、しかもナーポーラームはポーラーム自ら耕作に関わったという [社会歴史調査(8): 90-92]。

また、ムェンハーイでは、

- (1) バートン [ba: n thun, 曼董] (クンファンツァオの村落) はバーンフェイ [ba: n fei, 曼費] (タイムェンの村落) から土地を借りたが、荒地だった為、頭目が新しく一本の水路をつくり田地は良くなった。しかし、水路を開くのに多くの労力と費用を要したので、頭目は不満足であり、バーンフェイと紛糾中である (バーンフェイはクンファンツァオの6ヵ村に土地を貸していた) [社会歴史調査(5): 14]

というような記事があり、また、

- (2) (バーンツェン [ba: n tsyn, 曼真] における、バーンヒン [ba: n hin, 曼興] の7戸が耕作する田地において) バーンヒンが開いた田地では、水車を用いて水を引く。バーンヒンは、水車を作ることができ、流沙河のほとりに風車を作り、風力によって水を引く (バーンツェン、

バーンヒンは共にタイムェンの村) [社会歴史調査(5): 50]²⁶⁾

という記事がみえる。(1)のバートンの土地はあくまでバーンフェイのものであり、またバートンはクンファンツァオの村落であるといっても、ナーツァオムェンやナーポーラームは存在していなかった。従って、この水路は、あくまでタイムェンを中心にした水路である。また、(2)は、タイムェンの村落同士の土地の貸し借りの問題である。

また、ムェンパーンでは、「水路は、元来、ただ、ナーバーンの排水灌漑に供するものであった」と指摘されている [社会歴史調査(5): 146]。

ツェンフンの水路はナーツァオペンディンやナーポーラームを潤すという目的をもったが、ここに記されている水路は、すべてナーバーンの為のものとされる。これらのムェンでは、表5にみるように、圧倒的にナーバーンが優勢であった。従って、ここには、ツェンフンの大水路のような目的をもつ水路を築く必然性がない。

水路については以上であるが、ムェンツェー [məŋ tse:, 勐遮] に関して、パンムェンについての記述がみられる。即ち、

ツァオムェンがかつて水利の開発の為に、最高の爵位をパンムェンに与えた。[社会歴史調査(2): 39]

ところが、これは伝説であり、次のような実態が報告されている。即ち、

一般に、最上流の村は田地がよく、田地が少なくとも生産高が高く、十分な収穫があげられる。これに対し、最下流の村では、天水に頼って生活が成り立っている。田地の質は劣り、生産量は低く、多くの田地を

26) 水車を用いる例は、ビルマ・シャン州においても報告されている [Scott and Hardiman 1900: vol. 1, 275]。

開いてのみようやく生活が成り立つ。[社会歴史調査(6):15]

即ち、ムアンツェーにはツェンフンにみるような、下流を潤す為の作為的な大水路は存在せず、自然な流れが利用されたと考えられる。従って、ツェンフンの大用水路で活動するような形でのパンムアンは存在せず、あくまで伝説のものと考えられる。

水利組織に関わる要素である、水利に関わる役職、水路についての記述は以上である。しかしながら、例えば、ムアンハム [məŋ ham, 勐罕] やムアンフン [məŋ hun, 勐混] では、他の要素から、水利の状況を窺い知ることができる。

ムアンハムは、「古タイムアンの村落(ムアンの先住民)が、盆地の中心に集まり、耕地は水源に近い。新タイムアン(ツェンフンから来たもので、ツェンフンのツァオペンディンに属するクンファンツァオとしても機能)の村落と、ツァオムアンに属するクンファンツァオの村落は、瀾滄江の沿岸に分布しているが、土地の位置が高いため、瀾滄江の水を利用できない。彼らの土地は、荒地なので平地へ行って耕さねばならず、十数里の道のりを行かねばならない」[社会歴史調査(8):6] という状況であり、ナーポーラームが多く分布したクンファンツァオの村落は、立地条件が悪かった。これに対し、水源に位置するバーンコイ [ba:n koi, 曼桂] は、古タイムアンの中心として、取り決めるを行う組織をツァオムアンと別に持つ等、独立した権限をもっていた。このバーンコイの頭目はツァオボーッ [tsau bo:k, 召播] と呼ばれ、その勢力は、「ツァオボーッは水と地の主で、ツァオムアンには水と地がない」[社会歴史調査(8):5] という諺からも窺い知れる。

またムアンフンでは、タイムアンの村落が65パーセントを占め、中でも、バーンブン

[ba:n pun, 曼蚌] のような古い村が全ムアンの山林と水源を管轄する権利をもったという [社会歴史調査(5):98]。バーンブンに関しては、次のような内容の記述がある。

ムアン最古の村で、人口は最大、土地、山林、水源を最も多く確保している。耕地は全部ナーハクムに属し、村の周囲に分布し、東は布朗山のふもとから、西はムアンの中心で、ツァオムアンの土地と接するあたりまでに及ぶ。南開河の支流がめぐって灌漑に役立っており、自然条件は非常に優れている。[社会歴史調査(5):120]

即ち、ムアンフンの大半の耕地を最古の村、バーンブンが占め、自然河川を灌漑用水にあてている。更に、全ての耕地が各家族の田地、ナーハクムであるとされ、前述のムアンロンの(1)の記述を考えると、各家族共同使用の水路が存在しない可能性すらある。

ここでは、先住のタイムアン古村が水源を握って大きな勢力をもっている。ムアンフンでは圧倒的にナーバーンが多く(表5)、比較的ナーポーラームの割合の多い、ムアンハムでも、ナーバーンの方が、耕作上、よい条件を占めていた。これらを考えると、ここにはツェンフンの大用水路のような目的をもつ水路を築く必然性がない。

その他、灌漑の為の大用水路どころか、水不足を報告する記述が散見される。例えば、ムアンツェーには慢性的な水不足が存在し、そのことが、次のような伝説を生んだ。即ち、

スーロンファー [sə:lonŋfa:, 奢隴法] は最古の村バーンフン [ba:n hun, 曼洪] の人で、かつて民衆を指導し、盆地を貫く一本の大河——ナムムンシップツァイ [nam my:n sip tsai, 南悶西宰] (10万の若者の河川) を築いた。ツァオムアンはその手柄を誉めナムムンシップツァイが灌漑する村落を皆、スーロンファーの管轄

下においた。スーロンファーは人々から尊敬されたが、ツァオムァンに反抗しようとしている、と密告された。ツァオムァンはこれを信じ、スーロンファーをナムムンシップツァイの水源の所で殺そうとした。このときから、ナムムンシップツァイの水は二度と流れなくなりムァンガーッ [məŋ ɲa:t, 勐阿] へ流れていってしまった。[社会歴史調査(6): 33]

また、ムァンヤーン [məŋ ya:ŋ, 勐養] には次のような記述がある。

ムァンには、開墾されていない荒れ地が大量に存在する。中央を貫く南木養河の、川底は大変浅く、冬から夏にかけては水源が枯れてしまい、夏から秋にかけての大量の雨で河水が増えて、ようやく灌漑ができる。ムァンの田地の間に行き渡る水路は整っていないか非常に少ない。多くの田地では天水に頼っており、生活の保証はまるでない。[社会歴史調査(8): 119]

この他、ムァンマーン [məŋ ma:ŋ, 勐満], ムァンヴァン [məŋ vaŋ, 勐往], ムァンヒン [məŋ hiŋ, 勐很] においても、水不足や天水に頼らざるを得ない状況が記される [社会歴史調査(6): 27; (6): 172; (7): 41]。以上の事例は、灌漑の為のまとまった水路が十分に機能していないことを示している。また、こうした状況を解消するため、土地改革後に多くのムァンで新しく水路が建設されたという [社会歴史調査(1): 93]。

以上、資料の存在する限りにおいて、各ムァンの水利の状況をみてきた。ここに列挙した資料は、これらのムァンに、ツェンフンにみられるような大水路が存在しないことを裏付けるものばかりである。水路に関する記述は、ムァンロン、ムァンハーイ、ムァンパーンにみられるが、ツェンフンと異なり、いずれもナーバーンの為のもので、タイムァン主導のものであった。また、表5をみても

わかるように、ツェンフン以外の殆どのムァンではナーバーンが圧倒的に優勢であり、ナーツァオムァンやナーポーラームを潤す為の大水路が存在する必然性はなかったのである。以上よりみると、第一章でみた通説、ツァオロンパーサーッから各ムァン、各村落の大水路の水利官に至る水利組織の体系というものはありえないことになる。

お わ り に

以上、ツァオロンパーサーッの機能を考慮しつつ、シップソーンパンナーの水利組織について考察してきた。特に、通説でいわれるような、ツァオロンパーサーッから各ムァン、各村落の大水路の水利官に至る水利組織の体系について検討をした。その結果、以下の点が判明した。

ツェンフンではツァオペンディンの家内奉仕の中心となるレークノーイの村落に多くのツァオペンディンの田地が分布し、これらを灌漑するために、レークノーイを中心とするクンファンツァオの村落から、称号をもつパンムァンがサナム等により任命され、上位権力と結び付いた。ツェンフンの大水路はこのような意味をもっていた。ところが、他の殆どのムァンでは、圧倒的にナーバーンの比率が高く、記述に表れる水路もタイムァン主導のものであった。タイムァン主導の水利の場合は、村落及び水がかりの数カ村で自治的に行われ得るもので、上位権力と明確に結び付くものではなかった。多くのムァンにはツェンフンのような大水路が存在しえなかったのである。こうした意味で、上位権力と直接結び付く、ツェンフンの称号をもつパンムァンのみが、水利官といえる性格を有していたといえよう。従って、『議事庭長修水利命令』のような命令書も、ツェンフンに限定されるものと考えられる。そうであれば、

加治の言う「統治階級の経済基盤が水利とかかわる」のは、ツェンフンのみということになる。また、これら水利官を統轄したとされるツェンフンのツァオロンパーサーッは、体系化された水利組織の頂点ににいるというのではなく、ツァオペンディンの財政管理、レークノイーの管轄という宮廷の仕事の文脈で、あくまでツェンフンの水利事業に関わっていたのである。

また、本稿では、『社会歴史調査』に掲載された個々の具体的データを再構成し、分析を進めてきたが、具体的データと報告者の説明の部分には、矛盾が生ずる場合も少なくない。例えば、第一章でみた、刀永明等の調査報告や張公瑾の説明に、そのまま当てはまる水路は、表2のツェンフンの3水路をみても存在しない。彼等の説明は、ツェンフンの3水路の実際を総合したような内容となっている。ツェンフン以外のムェンに大水路が存在し得ないとなると、従来の水利組織に関する見解は、ツェンフンの3水路の実際に基づいた理念型にすぎないことになる。

以上より考えると、水利組織は統治機構にしっかりと組み込まれていたとはいえず、ツァオペンディンは、水利組織を掌握することで、シップソーンパンナー全土に経済的権力基盤を確立していたのではなかった。従って、シップソーンパンナーの統合の原理は水利組織の強固さには求められないことになる。

全シップソーンパンナーの水利組織が系統的に把握されないのならば、シップソーンパンナーの統合について考える場合、どのような点が重要となるのだろうか。シップソーンパンナーでは、他の上座部仏教圏と同様、男子が出家する習慣があるが、僧侶の位階の上位二つをツァオペンディン一族が占めていた。ツァオペンディンは更に、スムデット・パピンツァオ [sumdet papintsau, 松領帕

兵召] (至尊仏主) という称号を持ち、仏教的に権威づけられた [加治 1988a]。同時に、中国王朝から「宣慰使」の称号を受け、他のムェンへの卓越が承認された。従って、ツァオペンディンが全シップソーンパンナーに卓越したことが最も明白に示されるこの二点が、シップソーンパンナーの統合について考える際のポイントになると思われる。²⁷⁾

また、筆者が関心を寄せる、歌を専門とする職能者ツァーンハブについていえば、第二章でもみたように、ツェンフンのツァオロンパーサーッは、ツェンフンのツァーンハブのみを管轄していた。この点は、水利官の管轄と同様である。ところが、各ムェンのツァーンハブは、ハーオワッサー (関門節) とオックワッサー (開門節) の際に、ツェンフンにやってくるツァオムェンの使節の一員として、ツァオペンディンの宮廷で歌を唱ったと

27) ツァオペンディン権力の経済的側面についていえば、更に各ムェンとの水利以外の経済的関係を検証する必要がある。ただ、『社会歴史調査』『社会総合調査』の随所をみる限り、各ムェンからの朝貢品は、ハーオワッサー等の際に贈られる、儀礼的な物品が多いように思われる。この点についてみても、ツァオペンディンは、各ムェンに対して、強固な経済的支配力を及ぼしていたとは考えられない。今後更に検討することにした。

また、初めに述べたように、シップソーンパンナー王国は、16世紀以降統合を保っていた。このような統合の原理について詳しく言及する為には、更に、通時的な考察が必要となろう。ただ、水利に関して言えば、次のような点が考えうる。即ち、張公瑾が紹介したタイ・ルー文『景洪の水利分配』は15世紀のものであり [張公瑾 1981]、前掲の『議事庭長修水利命令』は18世紀のものであるが、双方とも、ツェンフンの水利状況のみを表すものである。他のムェンの状況についての詳細な資料を欠くので正確にはいえないが、シップソーンパンナー王国の大用水路は、時代を通じて、ツェンフンのみに発達していたのではないと思われる。

いわれる [社会総合調査(2): 10, 12]。即ち、水利官とツァオペンディンの結び付きが、ツェンフンに限られるのとは異なり、ツァンハブはツァオペンディンの全シップソーンパンナーに及ぼされる権威と関わる存在であることを示している。この問題については、改めて論じることにはしたい。

それにしても何故、ツェンフンにはナーツァオペンディンが広がっており、組織化された用水路が発達し得たのであろうか。この理由に関しては、本稿では未解決のままである。ただ、水路修復時が、ワットロン²⁸⁾の住職の占いによって定められるとあった。このことは、本来用水を得にくい下流域（ナーツァオペンディンが分布する）への水の供給が、仏教と関わって行われることを示している。また、ワットロンは、シップソーンパンナーにおける最高位の寺院で、ツァオペンディンの居住地にあり、ツァオペンディン一族と密接な関係をもっていた。即ち、ツァオペンディンは、その田地こそ不利な自然条件下にあったが、一方で仏教に由来する高度な知識を占有し、自らの威信を高めたことが想像される。水路の上流に位置し、条件の良い土地をもっていたバーンター（図3）は、ツェンフンのピームァン（ムアン土着の守護神）の祭祀において重要な関わりをもった [社会歴史調査(4): 198]。これに対してツァオペンディンは外来の仏教による権威と関わって、経済的問題をも解決したと考えることもでき

よう。また、水神の祭祀において唱えられる祝詞には、「ツァオペンディンの通知をうけて」水神を祀ることが述べられる [張公瑾 1986: 131-132; 社会総合調査(2): 70]。²⁸⁾ これは、さらに、非仏教的な靈的存在にもツァオペンディンの権威が及んでいることを示すものである。これらの点についても、課題として挙げておきたい。

謝 辞

本稿作成において、東京大学文学部桜井由躬雄助教授及び、名古屋大学大学院文学研究科加藤久美子氏に、貴重なコメントを頂きました。ここに感謝の意を表します。

28) [社会総合調査(2): 70] には、ムアンナーヨンの開水の儀式において唱えられる、水神を祀る詞が掲載されている。「慣例に照して述べます。本年、生産の季節がやってきて私こと水利の頭目はスムデット・パビンツァオ（ツァオペンディン）、ポーラムの通知を受け、紅鶏のつがい、酒一瓶、檳榔一つなぎ、花蠟燭八本を供えて、『底瓦問』『底瓦拉』（タイ・ルー族の一組の神の称号）等の水の神をお祀

り致します。底瓦拉等の諸神には、水路、堰をよく管理し、これらが崩れたり、漏れを起こしたりしないように、水が順調に流れるようお願い致します。合わせて、神々には、各地に遍く雨を降らせて、地上の穀物の苗が強く育ち、稲穂が十分実り、旱魃も虫の害もなく、各地が豊作となるよう、お願い致します。」これとほぼ同じ内容の祝詞が [張公瑾 1986: 131-132] にも掲載されている（鶏を殺して水神を祀る祝詞）。

史料 1 『議事庭長修水利命令』

(原文はタイ・ルー語であるが未見。張公瑾 [1981] に掲載の中国語訳より翻訳。タイ・ルー語の術語はカタカナ表記し、括弧内に漢語表記を付した。)

ツァオモム (召孟)¹⁾ は、公明にして偉大であり、慈愛にみち、あまねく十万のムェン (勳) に恵みをもたらす。議事庭の大小の官員の首領である議事庭長は、議事庭の意志に従い、スムデットパピンツァオ (松底帕翁丙召 [松領帕兵召に同じ]) の意志に従い、命令を発布する。各ムェンタンパンムェン (勳当板悶)²⁾ と用水路、灌漑を全て管理するルンター (隴達) に、以下のように処置することを求める。

一年が過ぎ、今年も新年がまたやって来た。³⁾ 新たな年の七月には田を耕し、田植えを始めねばならない。皆がそろって水路の通りを良くし、皆の田地に順調に水を流さねばならない。作物を十分に成長させ、人々がこれより後、衣食に事欠かないように、十分豊かであるようにさせ、宗教を崇拝するようにさせねばならない。

命令が下って後、ムェンタンパンムェンと各ルンターに求めることは、各村落、各戸の田数をはっきりと計算し、人々に円たがね、鋤、大刀と食料をもたせて、水路の流れをよくさせ、水の流れを試す筏と分水器をうまく用いて、水路の上流から下流までずっと流れを良くし、滞りなくさせることである。100ナー (納)⁴⁾ の田、100ナーの田、50ナーの田、70ナーの田に関わらず、全て伝統の規定に基づいて水を分け、争いを起こさせないようにし、盗水をさせないようにしなくてはならない。誰の田であろうと、また、それが30ナーであろうと、50ナーであろうと、70ナーであろうと、もし、水不足によって耕作や植え付けができないようなら、すぐにムェンタンパンムェン及びルンターに報告し、水を順調にそれぞれの田地に流れるようにしなくてはならない。如何に僅かであろうとも、ナーツァオペンディン (宣慰田) 或いはナータオフン (頭人田)¹⁾ が、旱魃によって荒廃することは許されない。

各ムェンタンパンムェンは、定期市が開かれるごとに、⁵⁾ 水路の上流から下流に至るまで、一度検査をし、民衆の田地に水が足りるようにし、必ず彼らが今後共十分食べてゆけ、十分仏に対するタン (賤)⁶⁾ ができるようにしなければならない。

もしも、誰であろうと水路の流れを良くする作業に参加しない者があれば、水を田地に流れないようにし、田地を荒廃させた上、租税は免除せず、更に田地の耕作人に対し、100ナーごとに米30挑²⁾を納めさせる。もしも、ムェンタンパンムェンなどの官員が水を分けなければ、ムェンタンパンムェンに租税を要求する。宮廷の官員の子弟も、どの村に居ようとムェンタンパンムェンの通知を聞き、時が至れば、人々とともに水路の流れを良くする作業に参加せねばならない。もしも怠けて仕事に支障をきたす者がいて、晩

(注) ([張公瑾 1981] 掲載の原註)

- 1) 命令中の「ツァオモム」及び下文の「スムデット・パピンツァオ」は、シップソーンパンナーの最高統治者、即ちツァオペンディンである。
- 2) 「ムェンタンパンムェン」は水利を管理する官であり、下文の「ルンター」も、灌漑に関する事柄を管理するものである。これら専門職の名は、皆、タイ・ルー文に基づいて音訳したものであり、文内に解釈がある。
- 3) この句は、原文では、「今年も六月がまたやってきた」となっている。傣曆新年は多くの場合、六月中に迎えるが、七月の初めに迎える年もある。タイ・ルー語の習慣的用法では六月を新年と称し、「命令」を七月一日に発布する。従って、ここでは、只、「今年も新年がまたやってきた」と訳すことができる。
- 4) 「ナー」はタイ・ルー語で、漢語の「田」にあたるが、同時に、土地の面積単位も表し、ほぼ四分の一畝に相当する。これは、漢語の「田」の字が、古代において、土地の面積単位であったのと同様である。
- 5) 当地では、五日毎に1度、市が開かれる。
- 6) 「賤」はタイ・ルー語。仏に対する奉仕活動一切を「賤」と呼ぶ。現在、タイ・ルー族の社会、歴史に関する漢語の文章や資料では、この字を慣用的に用いる。

(筆者注)

- [1] ツァオペンディンは、中国王朝より宣慰使の称号を受けており、ナーツァオペンディンは「宣慰田」と漢語表記される。また、ナータオフン (頭人田) は、『社会歴史調査』では、通常村落の頭目に与えられる田地を指すが、本稿第三章第一節のツェンフンの例にみるように、水路は、官僚に与えられる田地、ナーボーラームの灌漑にも大きな役割を果たしていた。従って、このナータオフンは、ナーボーラームをも含むものと考えられる。
- [2] 1挑は、『社会歴史調査』では、40市斤即ち20kgに換算しているが、『勳勳王族世系』では、60市斤即ち30kgに換算している。

は時間がないと言い、昼は来る事ができないと文句をいうならば、伝統の規定に照して懲罰を与え、違反したり反抗したりすることを許さない。このようにしてようやく、ツァオペンディン（召片領）の命令に適うのである。

その次は、10月に至って、水田と畑で全て植え付けが終わって後のことであるが、ムアンタンパンムアンやルンターといった官員に、以下のことを、村々にしっかりと伝えさせる。即ち、まがきをしっかりとこしらえ、一ひろごとに三本の大きな杭を打たねばならない。小さな杭を更に密に打ち、まがきをしっかりと編み、これを強固なものとして、豚、犬、牛、水牛が田地に入らないようにしなくてはならない。もしも、誰のまがきであろうとしっかりと囲われておらず、豚、犬、牛、水牛を田地に入らせたのなら、そのまがきの責任者に、状況に従って損害を賠償させねばならない。豚、犬、牛、水牛を持つ人は、家畜をしっかりと管理しなくてはならない。豚には首かせをはめ、犬は柵で囲み、牛、水牛、馬はしっかりと杭につないでおかねばならない。もしも家畜をうまく管理できず、田地に入らせたならば、田の主は家畜の主に通知せねばならない。一度、二度と通知しても家畜の主が取りあわなければ、その家畜を殺して食べてもよい。そればかりか、租税も家畜の主に出させてもよい。

以上の命令を各村々に発布施行することを求めるものである。

傣曆1140年（1778年）7月1日記

タイ・ルー語、タイ語（Siamese）対照表

本稿で使したタイ・ルー語の術語のうち、タイ語（Siamese）と対象可能なものを以下に記す。なお、この作業をすすめるにあたっては、東南アジア研究センターに客員研究員として滞在しておられた Pornpen Hantrakool 氏の御教示を得た。〔 〕内は参考。

[Lue]	[Siamese]	[日本語訳]
tsau ³ loŋ ¹ pha: ¹ sa:t ¹	cáo ruan prasàat	内務大臣
pha: ¹ sa:t ¹	prasàat	宮廷
ba:n ³	báan	村落
məŋ ⁴	muan	クニ
tsau ³ phen ² din ¹	cáo phèn din	王
tsa:ŋ ⁵ xap ¹	cháan khap	歌手
tsau ³ məŋ ⁴	cáo muan	クニの主
məŋ ¹ fai ¹	muan faai	用水路、堰
pan ⁴ məŋ ¹	pan muan	水利官
sum ¹ det ¹ pa ⁴ pin ¹ tsau ³	somdet phá pen cáo	（至尊仏主）
si: ² xa ⁴ tsyŋ ¹	càtù-sadom	四大臣
tai ¹ məŋ ⁴		自由農民
[phai ¹]	[phrai]	〔平民〕
kun ⁴ hən ⁴ tsau ³	(khon bán cáo)	家内奉仕人
na:i ⁴	naai	長、親方
tsa:ŋ ⁵ ɲən ⁴	cháan ɲan	銀細工師
tsa:ŋ ⁵ xam ⁴	cháan kham	金細工師
tsa:ŋ ⁵ lek ¹	cháan lèk	鍛冶師
vat ⁴ loŋ ¹	wat ruan	大寺院
saŋ ¹ xa:n ¹ pi: ¹ mai ²	sōnkraan pii-mai	新年、水掛け祭
xa:u ³ vat ⁴ sa: ¹	khau phansāa	雨安居入り
ok ³ vat ⁴ sa: ¹	ʔok phansāa	雨安居明け

- (1) 各タイ・ルー語に付せられた数字は、声調を示す。

1	2	3	4	5	6
┐	┐	┐	┐	┐	┐

- (2) タイ語（Siamese）の声調は次の通りである。

無記号	ˊ	ˋ	ˌ	ˈ	ˋ
平 声	低 声	下 声	高 声	上 声	
┐	┐	┐	┐	┐	

参考文献

- 馬場雄司. 1984. 「Sip Song Panna の民族詩人 賛哈について——雲南地方における文化複合の一形態として——」『東南アジア—歴史と文化』13. 平凡社.
- . 1985. 「タイ系諸族の『民族詩人』について——タイ系文化把握の一視角——」『名古屋大学東洋史研究報告』10.
- Bunchuai, S. 1955. *Thai Sipsong Panna*. Lem 1. Bangkok: Khlangwitthaya.
- Chen, H. S. 1949. *Frontier Land Systems in Southernmost China*. New York: Institute of Pacific Relations.
- 『傣族社会歴史調査（西双版纳之一～十）』1983—1988. <民族問題五種叢書>雲南省編集委員会（編）。雲南民族出版社.
- 長谷川清. 1982. 「Sip Song Panna 王国（車里）の政治支配組織とその統治領域——雲南傣族研究の一環として——」『東南アジア—歴史と文化』11. 平凡社.
- 石井米雄. 1975. 「タイ族の歴史と稲作」『タイ国——一つの稲作社会』石井米雄（編）所収. 創文社.
- 加治 明. 1968. 「西南中国の傣族（擺夷）——特にその政治社会組織について——」『上智史学』13.
- . 1982. 「シップソーンパンナーの水利灌溉制度」『東南アジア—歴史と文化』11. 平凡社.
- . 1988 a. 「雲南傣族の上座部仏教——西双版纳地域を中心に——」『東洋研究』85. 大東文化大学東洋研究所.
- . 1988 b. 「中国少数民族の社会経済制度の一側面——雲南省傣族の水利灌溉制度」『大東文化大学教養課程創立20周年記念論文集』.
- 加藤久美子. 1989. 「1950年代におけるタイ・ルー族の『身分制』とムアン『支配』——ムアンツェンフンの事例を中心に——」東南アジア史学会関西例会（1月）報告ドラフト.
- 李拂一（編訳）. 1946. 『勐史』雲南大学西南文化研究室.
- 『勐王族世系』1987. 雲南省少数民族古籍整理出版規劃弁公室（編）。雲南民族出版社.
- 繆鸞和. 1957. 『西双版纳傣族自治州的過去和現在』雲南人民出版社.
- Scott, J. P.; and Hardiman, J. P. 1900. *Gazetteer of Upper Burma and Shan State*. Rangoon.
- 『西双版纳傣族社会総合調査（一，二）』1983—1984. <民族問題五種叢書>雲南省編集委員会（編）。雲南民族出版社.
- 田辺繁治. 1973. 「雲南シップソーンパンナーの統治形態に関する一考察——ルー族の政治組織・土地制度を中心に」『季刊人類学』4(1).
- . 1978. 「Lannathai（北部タイ）の水利形態に関する考察——muang faiをめぐると二・三の問題」『探検・地理・民族誌』加藤泰安・中尾佐助・梅棹忠夫（編）所収. 中央公論社.
- 張公瑾. 1981. 「西双版纳傣族歴史上の水利灌溉」『思想戦線』1981(2).
- . 1986. 『傣族文化』吉林教育出版社.